

育児休業を取得予定の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

## 令和4年10月から育児休業給付制度が変わります

育児休業の分割取得、産後パパ育休に対応した育児休業給付が受けられます

育児・介護休業法の改正により、令和4年10月から、育児休業の2回までの分割と、産後パパ育休（出生時育児休業）の制度を施行します。

これに伴い、育児休業給付についても以下の点が変更になりますのでお知らせします。

### 1. 育児休業の分割取得

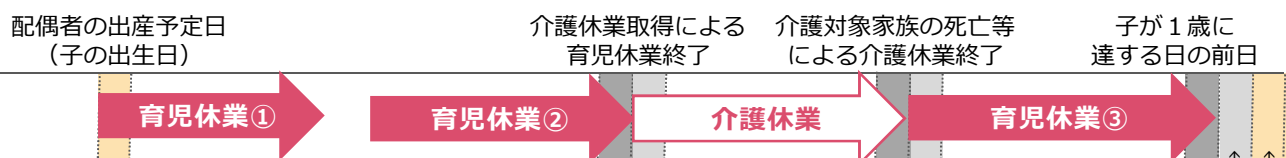
- 1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになります。
- 3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、以下の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。
- また、育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合(延長交替)は、1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間において夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金を受けられます。

#### 回数制限の例外事由

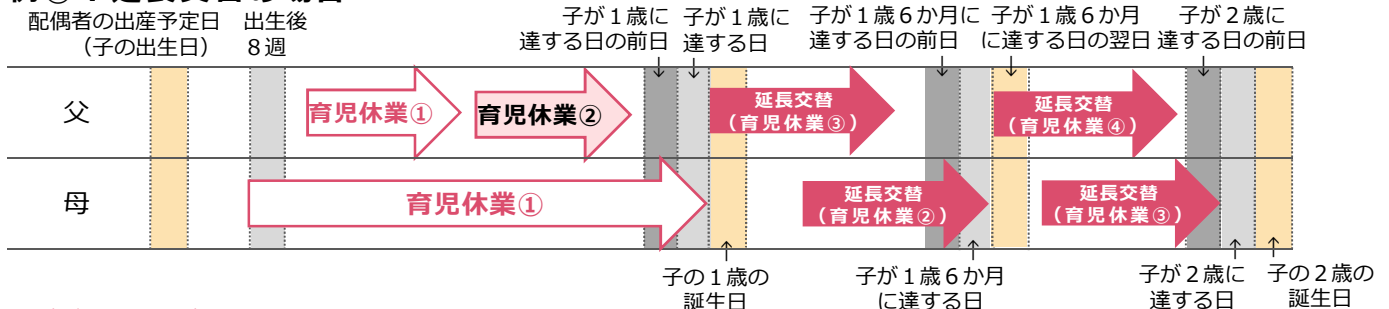
- 別の子の産前産後休業、育児休業、他の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷、婚姻の解消等その子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

#### 回数の数え方の例

##### 例①：例外事由Ⅰ（他の家族の介護休業）の場合



##### 例②：延長交替の場合



#### ご注意ください

- 例外事由に該当する場合は、給付申請の際にその旨を申請書に記載してください。記載がない場合は回数制限の対象としてカウントされます。
- 必要に応じ、事業主やご本人に事実確認をする場合があります。

## 2.産後パパ育休（出生時育児休業）

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる産後パパ育休※1制度が創設されます。産後パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金が受けられます。

※1 産後パパ育休の詳細は「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」3（QRコード）をご参照ください。



支給要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。</li><li>・休業期間中の就業日数が、<b>最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）</b>※2以下であること。</li></ul> <p>※2 28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。 28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。 出生時育児休業期間中に就業した時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り捨てます。</p> <p>(例) 14日間の休業 → 最大5日（5日を超える場合は40時間） 10日間の休業 → 最大4日（4日を超える場合は28時間）</p> <p><math>10日 \times 10 / 28 = 3.57</math>（端数切り上げ）→ 4日 <math>80時間 \times 10 / 28 \div 28.57</math>（端数処理なし）</p>
支給額	<ul style="list-style-type: none"><li>・休業開始時賃金日額（原則、育児休業開始前6か月間の賃金を180で除した額） ×<b>支給日数×67%</b>※3</li></ul> <p>※3 支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。</p>
申請期間	<p><b>出生日※4の8週間後の翌日から起算して2か月後の月末まで</b></p> <p>【例】出生日が令和4年10月15日 → 申請期限は令和5年2月末日まで</p> <p>※4 出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日 2回まで分割して取得できますが、1回にまとめての申請となりますのでご注意ください。</p>

## 3.その他の変更点

・支給要件となる被保険者期間の確認や、支給額を決定する休業開始時賃金日額の算定は、初めて育児休業を取得する時のみ行います。従って、2回目以降の育休の際は、これらの手続は不要です。

※産後パパ育休を取得している場合は、それを初めての休業とします。その後に取得する育児休業についても、これらの手続は不要です。

・産後パパ育休と育児休業を続けて取得した場合など、短期間に複数の休業を取得した場合は、先に取得した休業から申請してください。

### ■詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください

都道府県労働局所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

全国のハローワーク所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク  
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL041006保01